

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 福島海区漁業調整委員会  
福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程
- 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程
- 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護等に関する規程
- 福島県内水面漁場管理委員会  
福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程
- 福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程
- 福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護等に関する規程

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会告示第二号

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和五年八月二十九日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智 光

#### 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会運営規程（昭和三十五年福島海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項第三号中「福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）」を「個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」、「個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）」及び福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号）」に改める。

### 附則

この規程は、令和五年八月二十九日から施行する。

#### 福島海区漁業調整委員会告示第三号

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和五年八月二十九日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智 光

#### 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島海区漁業調整委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の項を次のように改める。

|   |         |
|---|---------|
| 一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円 |
|---|---------|

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「二」の下に「又は二」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

|  |          |
|--|----------|
| 二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付 | 一枚につき三十円 |
|--|----------|

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。  
別表第二の一の項及び二の項を次のように改める。

|   |          |
|---|----------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円  |
| 二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付           | 一枚につき三十円 |

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク（日本工業規格）を「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る」を「光ディスクをいう」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直 | 一枚につき百円 |
|---------------------------|---------|

径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複写した物」を「より出力又は複写した物」に、「写し又は複写した物」を「出力又は複写した物」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。  
備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第一号備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

この規程は、令和五年八月二十九日から施行する。

**附 則**

**福島海区漁業調整委員会告示第四号**

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護等に関する規程を次のように定める。

令和五年八月二十九日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

**福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護等に関する規程**

(趣旨)

**第一条** この規程は、福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が取り扱う個人情報保護等について、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。))及び福島県個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。))の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施)

**第二条** 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

**第三条** 法第八十七条第一項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の

種別に応じ、当該各号に定める方法とする。  
一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付  
二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

(費用負担)

**第四条** 条例第五条第二項の委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。  
2 条例第五条第三項の委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。  
3 条例第五条第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。  
4 施行令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員会が定める方法とする。

**附 則**

1 この規程は、令和五年八月二十九日から施行する。  
2 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程(平成七年福島海区漁業調整委員会告示第五号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。  
3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規程様式第二号による自己情報開示請求書、旧規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の規定に基づいて提出された請求書とみなす。  
4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別表第一(第四条関係)

| 区分  | 金額                  |
|---|---------------------|
| 一 複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付(二に該当するものを除く。) | 一枚につき十円             |
| 二 カラー複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付            | 一枚につき三十円            |
| 三 一又は二以外の方法による写しの交付                                       | 当該写しの作成に要する費用       |
| 四 公文書の写しの送付に要する費用   | 当該写しの送付に要する費用に相当する額 |

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

**別表第二（第四条関係）**

| 区分   | 金額                          |
|--|-----------------------------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）  | 一枚につき十円                     |
| 二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付  | 一枚につき三十円                    |
| 三 C D R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 一枚につき七十円                    |
| 四 D V D R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付      | 一枚につき百円                     |
| 五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付  | 当該出力又は複写したものの作成に要する費用       |
| 六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用  | 当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額 |

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

**福島県内水面漁場管理委員会**

**福島県内水面漁場管理委員会告示第五号**

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年八月二十九日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

**福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程**

福島県内水面漁場管理委員会運営規程（昭和五十九年福島県内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）を一を個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号）」に改める。

**附 則**

この規程は、令和五年八月二十九日から施行する。

**福島県内水面漁場管理委員会告示第六号**

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年八月二十九日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

**福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程**

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県内水面漁場管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項を次のように改める。

|   |         |
|---|---------|
| 一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円 |
|---|---------|

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「二」の下に「又は二」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

|  |          |
|--|----------|
| 二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付 | 一枚につき三十円 |
|--|----------|

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。  
別表第二の一の項及び二の項を次のように改める。

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力し | 一枚につき十円 |
|---------------------------|---------|

たものの交付（二に該当するものを除く。）

二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付 一枚につき三十円

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク（日本工業規格を「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る）」を「光ディスクをいう）」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

|   |         |
|---|---------|
| 四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 一枚につき百円 |
|---|---------|

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複写した物」を「より出力又は複写した物」に、「写し又は複写した物」を「出力又は複写した物」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第一号備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和五年八月二十九日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会告示第七号

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

令和五年八月二十九日

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 片山 亜 優

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施)

第二条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をしておそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

(電磁的記録の開示の方法)  
第三条 法第八十七条第一項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

(費用負担)

第四条 条例第五条第二項の委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第五条第三項の委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。

3 条例第五条第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。

4 施行令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員会が定める方法とする。

附 則

1 この規程は、令和五年八月二十九日から施行する。

2 福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第六号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規程様式第二号による自己情報開示請求書、旧規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。

4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別表第一（第四条関係）

| 区分  | 金額      |
|---|---------|
| 一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当す | 一枚につき十円 |

| 区分   | 金額                    |
|--|-----------------------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）  | 一枚につき十円               |
| 二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付  | 一枚につき三十円              |
| 三 C D R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 一枚につき七十円              |
| 四 D V D R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付      | 一枚につき百円               |
| 五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付  | 当該出力又は複写したものの作成に要する費用 |
| 六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用  | 当該出力又は複写したものの送付に要する費用 |

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。  
別表第二（第四条関係）

るものを除く。）

二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付

一枚につき三十円

三 一又は二以外の方法による写しの交付

当該写しの作成に要する費用

四 公文書の写しの送付に要する費用

当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

用に相当する額